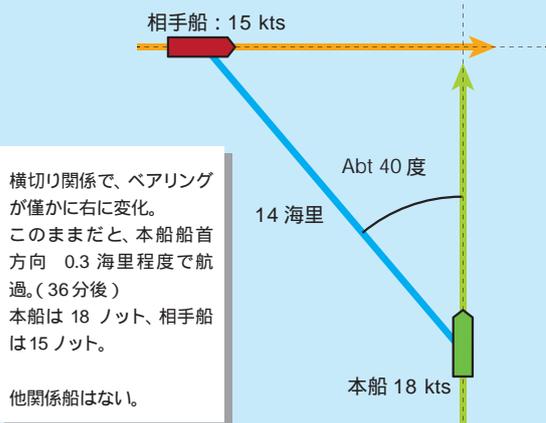
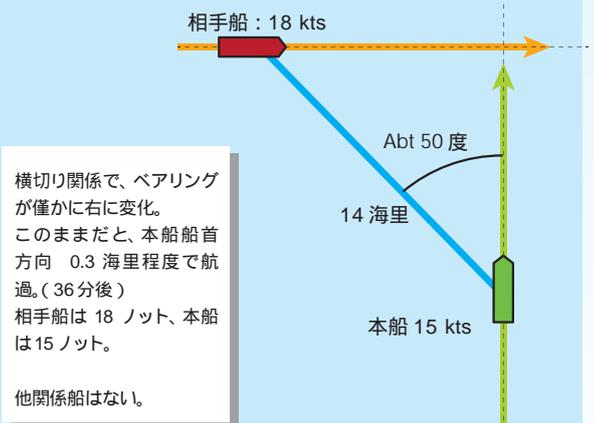


横切り船 航法 (試験問題)

Case 1



Case 2



本船の取るべき動作を箇条書きに

(保持船)

第十七条 この法律の規定により二隻の船舶のうち一隻の船舶が他の船舶の進路を避けなければならない場合は、当該他の船舶は、その針路及び速力を保たなければならない。

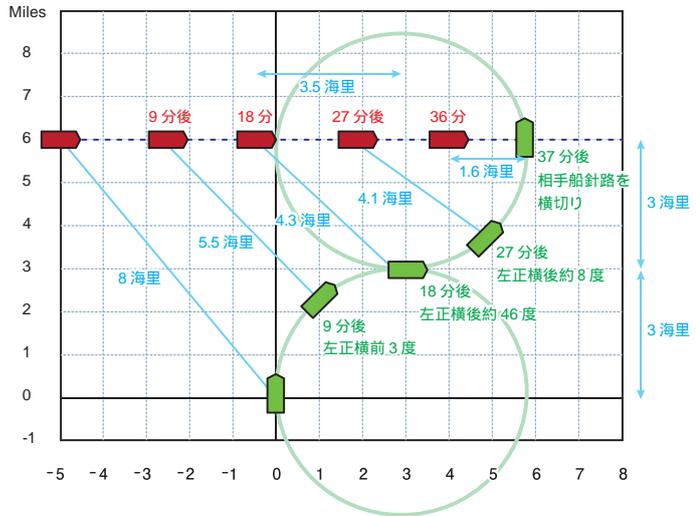
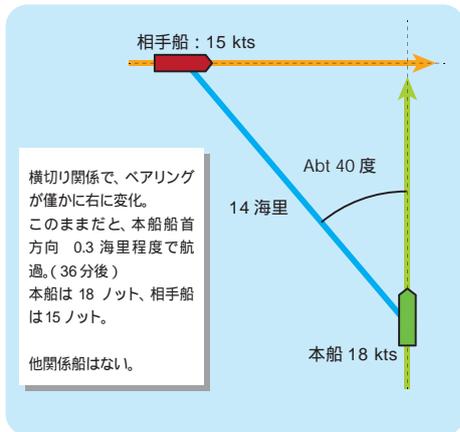
2 前項の規定により針路及び速力を保たなければならない船舶(以下この条において「保持船」という。)は、**避航船がこの法律の規定に基づく適切な動作をとっていないことが明らかになった場合は、同項の規定にかかわらず、直ちに避航船との衝突を避けるための動作をとることができる。**この場合において、これらの船舶について第十五条第一項の規定の適用があるときは、**保持船は、やむを得ない場合を除き、針路を左に転じてはならない。**

3 保持船は、**避航船と間近に接近したため、当該避航船の動作のみでは避航船との衝突を避けることができないと認める場合は、第一項の規定にかかわらず、衝突を避けるための最善の協力動作をとらなければならない。**

添付資料 - 2 航海士教育－航法の質問と解答

横切り船 航法（解答）

Case 1



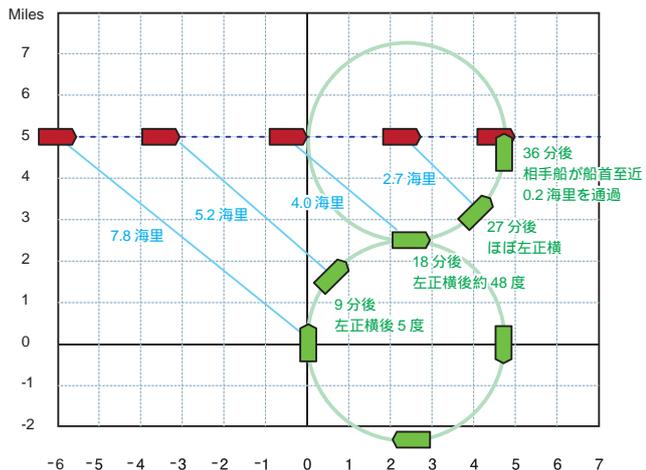
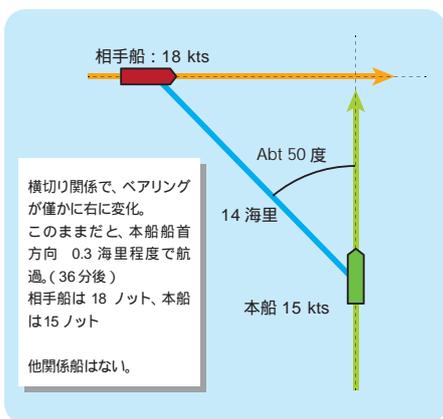
避航操船

- ・右 90 度回頭した時点で、前面を安全に横切れる場合は、相手船の前面を横切るように左転する。不安を感じたら、そのまま一回頭する。
 - ・相手船が右転して避航することもある。 8 海里程度になるまで V H F による呼出しを行い、本船の後方を通過するように要請する。
 - ・8 海里程度（そのままだと 20 分後に最接近）になったら、速力を落とさないように回頭角速度を 5 度 /min. 程度に抑えながら右回頭開始。
 - ・相手船の動静を見ながら、相手船と平行針路になるまで回頭するつもりで操船。
(途中で相手船が避航したら、正横より前に見ないようにしながら、原針路に戻して行く。)
 - ・相手船が避航動作を取らない場合は、平行針路となった時点で前後距離と左距離を計測（上図では、前後 3.5 海里、左 3 海里。）
 - ・安全な距離を保ちながら、前面を横切るようにして原針路に戻して行く。(相手船の 1.6 海里前方を横切る) **無理はしない。**
この時点で一回頭するかどうかの判断を行う。 コンパス方位の確認を継続すること。
 - ・相手船を左正横より前に見ないように操船する。
- * 90 度回頭 = 18 分 (Turn Rate 5° /min) = 速力 18 ノット、航走距離 5.4 海里、回頭半径 2.9 海里。この数値を乗船したら、覚えておく。

添付資料 - 3 航海士教育－航法の質問と解答

横切り船 航法（解答）

Case 2



避航操船

- 左転して左に見る相手船の船尾を航過することは、少なくとも 10 海里以上の距離がある内に、V H F で意思疎通が出来た場合に限る。
- 右転する場合は、相手船の前面を横切ることが不可能。相手船が避航動作を取らない限り、一回頭する。
- 右回頭し、相手船と平行針路となった場合で左転開始は行ってはならない。(相手船が右転すると、衝突コースになる。)
- 相手船に避航動作を促すため、汽笛・信号灯・V H F で繰り返し要求する。

相手船の速力が本船より早い場合は、右転して前面を航過することはまず不可能と考えておく。
また、相手船が直前になって右転することがあるので、左転は行わないこと。